

保護者の皆様

新型コロナウイルス感染防止対策にかかる 施設への連絡事項等について

日頃より保育運営にご理解ご協力いただきありがとうございます。

令和2年7月 31 日に大阪府では、大阪府内における感染拡大状況を踏まえ、「大阪モデル」を「イエローステージ(警戒)2」として警戒レベルを引き上げるとともに、8月6日から 20 日まで、一部区域の飲食店等に休業要請等を行うことが決定されました。

園でも、これまで同様に感染拡大防止に努め、家庭と連携しながら子どもたちが安心して楽しく園生活が過ごせるよう取り組みを進めます。保護者のみなさまにおかれましても引き続き下記の取り組みにご理解ご協力いただきますよう、よろしくお願いたします。

記

■園への連絡事項について

次の場合は園に速やかな連絡をお願いします。

- ①園児または家族が感染、濃厚接触者と判定された場合
- ②園児または家族が PCR 検査を受けることになった場合
- ③園児または家族が保健所から健康観察対象と指定された場合

■登園を控えていただく場合について

次の場合は登園を控えてください。

- ①園児が濃厚接触者に特定された場合

※期間は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して 14 日間

- ②発熱や呼吸器症状が認められる場合

※期間は解熱後 24 時間経過、または呼吸器症状等が改善傾向となってから登園してください。

なお、同居の家族が濃厚接触者に特定された場合や新型コロナウイルス感染が疑われる症状がある場合については、園児本人が元気であっても登園を控えていただくようお願いします。

■新型コロナウイルス感染症が陽性と診断された場合

陽性と診断された場合は速やかに園に連絡し、療養が解除されるまで登園できません。

■園の休所等について (7月27日通知内容と変更ありません。)

(1)園児・職員に感染が確認された場合

感染が判明した日の翌日から起算して、園の全部を、原則3日間(土日祝の休日を含む)臨時休園とします。

※感染者の登園・勤務の状況、濃厚接触者の有無やその人数、消毒の範囲等によっては、保健所との協議を踏まえ、臨時休園期間を延長または短縮することがあります。

(2)園児・職員が濃厚接触者と特定された場合

当該園児・職員は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間を、自宅待機とします。

■家庭保育の協力依頼について

臨時休園となった園については、感染拡大の更なる防止の観点から、休園期間が終了しても、臨時休園の初日から起算して2週間は、家庭保育の協力をお願いします。

保育の再開に向けては、園の消毒等の対応を行いますが、登園に不安を感じる場合などは、登園を控えることなどをご検討ください。

■保育料の取扱い等について(3号児)

臨時休園の初日から家庭保育の協力要請の最終日までに登園をしなかった期間の保育料については、国の通知に基づき、日割り計算の上、還付します。なお、園児が1か月間、1日も登園しない場合、原則、退園となりますが、家庭保育の協力要請があった場合については対象外となります。

■健康管理等

- 園児については登園前・登園後に、検温を行ってください。
- 保護者も、送迎の前に検温および健康管理を行ってください。
- 保護者が、園に入られる際は、マスクの着用をお願いします。
- ウイルスに対する抵抗力をつけるため、十分な睡眠、食事による十分な栄養摂取、生活リズムの確立を心掛けてください。
- 職員も検温および健康管理を徹底します。